

議決権行使レポート

8160

木曾路

	賛成	反対	棄権
第1号議案 剰余金の処分の件	○		
第2号議案 当社と株式会社大將軍との 合併契約承認の件	○		
第3号議案 定款一部変更の件	○		
第4号議案 取締役（監査等委員である 取締役を除く。）8名選任の件			
吉江 源之 氏	○		
内田 豊稔 氏	○		
松岡 利朗 氏	○		
大橋 浩 氏	○		
合田 光博 氏	△		
中根 昌秋 氏	△		
松井 常芳 氏	○		
伊藤 邦昭 氏	○		
第5号議案 監査等委員である取締役3 名選任の件			
稲守 和之 氏	○		
熊田 登与子 氏	○		
平野 善得 氏	○		
第6号議案 取締役（監査等委員である 取締役を除く。）の報酬等の額決定の件	○		
第7号議案 監査等委員である取締役の 報酬等の額決定の件	○		

上記の推奨をした理由

第1号議案について。木曾路の2023年3月期の配当支払い総額は225294160円であり、当期純利益は1082000000円である。そのため配当性向は20.8%である。ISSの基準によれば配当性向が15%から100%の場合は賛成を推奨するとされ、内部留保の充実とともに株主への安定した配当の維持に努めるというしっかりした説明もなされているため、賛成する。

第2号議案について。完全子会社との吸収合併を行う本議案であるが、それにより組織の一本化が実現し意思決定の迅速化と経営資源の集中と効率化が見込める。このような利点を踏まえたうえで、賛成する。

第3号議案について。本議案の定款の変更による目的は監査等役員を取締役会の構成員とすることで取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を行うことである。この変更により、取締役会の監視体制が強化されるという利点があり、それによる損失はないと考えられるため賛成する。

第4号議案について。本議案は第3号議案が承認された場合の新規の取締役選任についての議案である。吉江氏は現代表取締役社長で自社株を20万株以上も保有する大株主であるが過度な保有（ISS基準で20%以上）をしているわけではなく、その実績や能力が高いものと判断されるため賛成である。内田氏は以前業務改革推進室、松岡氏は以前人材開発部門、大橋氏は以前経営企画部門にそれぞれ所属していた経験を持ちこの3人からは多方面の意見が得られると考えられ、3人とも取締役の経験もあることから3人の再任に賛成する。合田氏と中根氏はともに営業部門での責任者の経験がある方で取締役に申し分ないと判断し基本的には賛成する。ただ、経歴が似たこの二人をともに登用する必要があるかについては疑問が残る。松井氏と伊藤氏は異なる道を歩んできたがともに経営に優れた方々であり、社外の人材ということもあって有益な意見が得られることも期待できるため賛成する。

第5号議案について。本議案は第3号議案が成立した場合に、木曾路は監査等委員会設置会社になるため、監査等委員である取締役3名の選任についてのものである。稲守氏は金融機関勤務の後に、前職において監査役などを務め、木曾路入社後はコンプライアンス委員会の部長を務めていた。これらの経歴は監査等委員を務めるうえで大変有益なものと判断するため、賛成する。熊田氏と平野氏は直接的な会社経営の経験は無いが、それぞれ弁護士と公認会計士としての実績は素晴らしく、監査に社外の弁護士と公認会計士が携わることでより監査の公正さが増すと考えられるため賛成である。また、熊田氏は唯一の女性取締役候補であるため強く賛成する。

第6号議案について。現在取締役への報酬は年額300百万円以内とすることとされているが、第3号議案が承認された場合、木曾路は監査等委員会設置会社へ移行することから移行後の報酬体制基本方針を確定させるのが本議案である。本議案では取締役の人数は増加するが報酬の上限は変更しないという方針を示している。今回の監査等委員会設置会社への移行は会社の体制を変更するものであり、内面を変更するものではないため報酬等の規則は現状維持で良いと考える。よって賛成。

第7号議案について。本議案は木曾路が監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額決定についての基本方針を確定させるものである。本議案によれば監査等委員である取締役の報酬は年額30百万円以内とすること、具体的な支給金額などについては監査等委員である取締役の協議で決定されるところとされている。

報酬額は通常取締役と比較したとき、人数比的に妥当であると考えられるため賛成する。